

情報広場

幸手

今月の納税など

固定資産税	第3期
国民健康保険税	第6期
介護保険料	第6期
後期高齢者医療保険料	第6期
※口座振替をご利用の人は、残高不足などにご注意ください。	

上下水道料金納入のため
夜間窓口開庁

毎月、夜間(午後8時まで)に上下水道料金を納入できるよう第2浄水場を開庁しています。12月は27日(木)です。ご利用ください。

問合せ 水道管理課 ☎(48)0050・FAX(48)01220

お知らせ



高齢者健診 お済みですか？

最終日曜日市役所開庁

各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)、市役所の一部を開庁します。12月は23日(日)です。

開庁窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課

※詳細については、各担当課へ

後期高齢者医療被保険者を対象に、平成31年2月末日まで、無料の高齢者健診を実施しています。受診される人は、指定医療機関(11月郵送の案内はがきに記載)へ直接予約してください。

生活習慣病の予防、疾病の早期発見、健康管理のためにも、この機会に受診しましょう。

問合せ 保険年金課 内線147・FAX(43)1125

平成31年度の固定資産税は、平成31年1月1日現在の状況を基に課税します。平成30年12月末日までにつぎのような土地・家屋の異動がある人は、届出などが必要な場合がありますので、ご連絡ください。

○土地の利用状況が変わった(畑を駐車場にした場合など)

○家屋(居宅、物置、車庫、サンルームなど)を新築、増築または取り壊した

問合せ 税務課 内線137・FAX(43)7656

重度心身障害者医療費助成制度は、重度心身障害者に医療費を助成することにより、経済的負担を軽減し、必要な医療を受けられるようにする制度です。

平成31年1月1日から、新たに障害者手帳の交付を受けこの制度の対象となる人には、所得制限を



幸手市役所ホームページ

https://www.city.satte.lg.jp/

幸手市

検索

行政書士無料相談会

とき 12月18日(火)午後1時30分～4時

ところ 市役所第二庁舎2階第2会議室

内容 相続、遺言、生前贈与、金銭貸借などの問題、会社設立、農地転用、交通事故示談、外国人に関する手続きなど

問合せ 埼玉県行政書士会春日部支部 ☎048(812)5092

司法書士・土地家屋調査士 合同登記相談会

とき 12月20日(木)午後1時～4時

ところ 市役所第二庁舎2階第2会議室

内容 遺産分割、遺言、相続、分筆、地目変更など

定員 9人(先着順)

問合せ 埼玉司法書士会埼玉葛支部 ☎(26)1271、埼玉土地家屋調査士会埼玉支部 ☎(40)1551

不動産無料相談室

とき 12月4日(火)午後1時～4時

※1月はお休みします。

ところ 市役所第二庁舎1階第5会議室

内容 不動産取引についての困りごと、分からないことなど

※建築指導課(内線572)でも問

建築無料相談室

合せをお受けします。

問合せ (公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部 ☎(31)1157

とき 12月4日(火)午後1時～4時

※1月はお休みします。

ところ 市役所第二庁舎1階第5会議室

内容 建築物の新築・増築・改築・リフォーム・耐震相談など

※建築指導課(内線572)でも問合せをお受けします。

問合せ 建設埼玉埼玉地区本部 ☎(34)3335、埼玉土建久喜幸手支部 ☎(59)3812、(一社)埼玉建築士会杉戸支部・幸手部会 ☎(48)0875

木造住宅耐震補助

昭和56年5月31日以前に建築確認を取得し建築した木造一戸建ての住宅などの耐震診断や耐震改修工事を対象に補助を行います。

補助額

- ・耐震診断に要した費用の1/2で最高で5万円
- ・耐震改修工事に要した費用の1/2で最高で20万円

※市内の設計業者・施工業者に発注するものが対象です。

詳しくは、建築指導課にお問い合わせください。

平成31・32年度 入札参加資格審査申請の受付

平成31・32年度の幸手市(水道事業を含む)競争入札に参加を希望する業者の入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

対象業種 「維持管理等」、「物品供給等」

有効期間 平成31年4月1日～平成33年3月31日

受付期間 平成31年1月15日(火)から31日(木)までで、郵送受付のみ

※申請書類などの詳細については、市ホームページ(契約管財課を参照)ください。

問合せ 契約管財課 内線263

固定資産(土地・家屋)の届出

平成31年度の固定資産税は、平成31年1月1日現在の状況を基に課税します。平成30年12月末日までにつぎのような土地・家屋の異動がある人は、届出などが必要な場合がありますので、ご連絡ください。

○土地の利用状況が変わった(畑を駐車場にした場合など)

○家屋(居宅、物置、車庫、サンルームなど)を新築、増築または取り壊した

問合せ 税務課 内線137・FAX(43)7656

運転免許証を自主返納した 高齢者にタクシール券

高齢者の交通事故防止のため、運転免許証を自主返納した満70歳以上のの人に対し、平成31年1月4日(金)から市内タクシー事業者で利用できるタクシール券(初乗運賃相当額10枚分)を交付いたします。

対象(全てに該当する人)

- ・市内に居住し、住民登録されている人
- ・平成31年1月1日以降に運転免許証を自主返納した人
- ・運転免許証を自主返納した時点で、満70歳以上の人

申請に必要なもの

- ・警察署で発行の「申請による運転免許の取消通知書の写し」または「運転経歴証明書の写し」
- ・印鑑
- ・代理人申請の場合、上記に加え委任状および代理人の本人確認ができるもの

【注意】対象にならない人

- ・平成30年12月31日以前に運転免許証を自主返納した人
- ・有効期限が切れたことなどにより運転免許を失効した人

問合せ 危機管理防災課 内線582・583

教育委員会の事務に関する 点検・評価報告書

市教育委員会では、所管する事務の管理および執行状況について、点検・評価結果をまとめた報告書を作成しました。

※総務課(市役所第二庁舎2階)、市ホームページで閲覧できます。

問合せ 総務課 内線622・FAX(43)3188

社会福祉課からお知らせ

▼さくらの里・なのはなの里
利用者募集

「さくらの里」では、障がいのある人に、就労に関する知識や能力の向上に必要な訓練を行い、「なのはなの里」では、生活の介護や創作的活動の機会を提供しています。

詳しくは、社会福祉課にお問い合わせください。

飲食店経営のみなさんへ

平成31年10月1日から火を使用するすべての飲食店に消火器の設置が必要となります。

平成28年12月に発生した、新潟県糸魚川市の火災を受け、消防法施行令などが改正され「火を使用する設備または器具を設けた飲食店など」においては、原則として、延べ面積に関わらず消火器(10型の粉末消火器)を設置することが義務付けられました。

消防署では市内の飲食店などについて、実態把握調査を行う予定でありますので、飲食店を営まれているみなさんのご理解ご協力をお願いします。

問合せ 埼玉東部消防組合消防局 ☎(21)1014

障害者控除対象者認定書の交付

要介護認定を受けている人は、申請をすることで「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。この認定書は、所得税確定申告、市・県民税の所得申告の際に、本人またはその扶養者の申告資料としてご利用ください。

受付対象 平成31年1月4日(金)から65歳以上で要介護1～5の認定を受けている人

※身体障害者手帳などを取得している人を除く

申請 申請書に必要事項を記入・押印の上、直接介護福祉課へ

※申請書は介護福祉課で配布または、市ホームページからダウンロード

※所得税、市・県民税が非課税の人は申請不要

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444・FAX(43)5600

社会保険料控除の所得申告参考資料の郵送

平成30年中に納付した国民健康保険税、65歳以上の介護保険料、後期高齢者医療保険料は、平成30年分の所得税確定申告、市・県民税の所得申告の際に、「社会保険料控除」の対象となります。平成31年1月下旬に「所得申告参考資料」を郵送しますので、ご利用ください。

なお、65歳以上の人は、普通徴収(納付書・口座振替による納付)の人へのみ郵送します。特別徴収(年金天引きによる納付)の人は、平成31年1月下旬に日本年金機構などから郵送される「公的年金の源泉徴収票」をご利用ください。

問合せ ○国民健康保険税について
納税課 ☎(43)1111 内線152・FAX(43)1125

○介護保険料について
介護福祉課 ☎(42)8444・FAX(43)5600

○後期高齢者医療保険料について
保険年金課 ☎(43)1111 内線147・FAX(43)1125

※公的年金の源泉徴収票について
ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165